

よなごの国保

国民健康保険料を納めましょう！

国民健康保険加入者の皆さんの医療費の約半分は、保険料により賄われています。
保険料の納期限内納付をお願いします。うっかり忘れることをなくすため、便利で確実な「口座振替」をご利用ください。

一度手続きをされますと、翌年度以降も自動的に継続されます。

手続きは簡単です。次のものをご希望の金融機関、郵便局の窓口にお持ちください。保険年金課でも手続きが出来ます。

- ・ 保険証または納入通知書
- ・ 預金通帳または貯金通帳
- ・ 通帳の届出印

保険料の納付が困難な方は、保険年金課の窓口でご相談ください

病気、失業、事業の廃止等で保険料の納付が困難な場合は減免制度があります。納期分の一括納付が困難な場合は分割納付、納付のために出かけることが困難な場合は訪問徴収も可能です。

詳しい要件については窓口でご相談ください。

もし保険料を納めないでいると

納期限を過ぎると

督促、催告等が行われます

督促手数料、延滞金がかかってくる場合があります。



「短期保険証」が交付されます

有効期限が短くなり、頻繁に更新手続きが必要となります。



1年以上滞納すると

保険証は返還となり「資格証明書」が交付されます

医療費は全額負担することになります。

特別な事情もなく、納付できない弁明もない場合がこれに当たります。ただし、公費負担医療の対象者及び高校生世代以下の被保険者は除きます。

資格証明書とは、国民健康保険の資格を証明するだけのものです。この場合、全額支払った医療費は、申請されると、後日、本来の自己負担分を除いた額の払い戻しを受けられます。



更に滞納が続いた場合は

保険給付の一部もしくは全部が差し止めになります。

法律に基づく滞納処分として、預貯金、給与などの「差押」を行う場合があります。

米子市保険年金課 TEL (0859) 23-5121 (高額療養費、人間ドック) 23-5124 (納付相談)
23-5122 (保険証、後期高齢者医療) 23-5123 (特別医療)

平成26年9月1日

接骨院・整骨院（柔道整復師）のかかり方

医療機関を受診するように、接骨院・整骨院での施術も国民健康保険証を使用することができます。

ただし、使用できる場合が限定されていますので、ご注意ください。

国民健康保険が使える場合	<ul style="list-style-type: none"> ■打撲・ねんざ・挫傷（肉離れなど） ■脱臼・骨折（応急手当を除き、脱臼・骨折の場合は医師の同意が必要）
国民健康保険が使えない場合の例（全額自己負担）	<ul style="list-style-type: none"> ■単なる肩こりや筋肉疲労 ■スポーツや部活動に伴うからだのケア ■脳疾患後遺症、リウマチなどの慢性病 ■症状の改善がみられない長期の施術 ■医療機関で同じ負傷等の治療中のもの

施術を受ける時の注意点

- ・負傷の原因を正しく伝える
- ・請求内容（負傷原因・負傷名・日数・金額など）をよく確認し、必ず自分で療養費支給申請書に署名する
- ・領収書をもらう（医療費控除を受ける際に必要です）
- ・症状が長引く時は、別の病気かもしれません。医療機関を受診しましょう。

鍼灸・マッサージ師のかかり方

鍼灸・マッサージ等の施術を国民健康保険で受ける場合は、医師の同意書又は診断書を提出する必要があります。

鍼灸の施術を受けられる方へ

国民健康保険が使える場合

- ・主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症および頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたときに保険の対象となります。

治療を受ける場合の注意

- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅう施術を受けても保険の対象にはなりませんので、ご注意ください。

マッサージの施術を受けられる方へ

国民健康保険が使える場合

- ・筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例については施術を受けたときに保険の対象となります。

治療を受ける場合の注意

- ・単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象となりませんので、ご注意ください。

柔道整復師、鍼灸・マッサージ師の治療内容についてお尋ねすることがあります

みなさまの保険料をムダにしないため、医療費の適正化に取り組んでいます。

このため、施術を受けられた方に負傷原因、施術部位や回数などの照会をさせていただくことがあります。

照会状が届いたら、施術を受けられた方が記入して、ご回答ください。

海外療養費制度について

「海外療養費制度」とは

国民健康保険の被保険者が、海外渡航中に病気やけがで止むを得ず現地の医療機関で治療を受けた場合、海外療養費支給申請を手続きすることにより一部医療費の払い戻しを療養給付費として受けることができます（但し、治療目的の渡航による医療費は給付の対象外となります）。

海外療養費の申請について

1. あらかじめ（出発前に）、保険年金課窓口でご相談の上、海外療養費支給申請書類をお受け取り下さい。
2. 現地の医療機関で治療を受ける際は一旦、治療費を全額自己負担します。
3. 受診した医療機関に、暦月ごとの治療内容の証明書（「診療内容明細書」）、薬品名が書かれた明細書（投薬の用量や一日当たりの回数等）及び診療に要した医療費の証明書（「領収明細書」）又はこれに準ずるものを記載してもらいます。
4. 帰国後、医療機関記載済の「診療内容明細書」「薬品名が書かれた明細書」「領収明細書」に各々翻訳を添付し、申請します。 ※歯科の場合は、「歯科診療内容明細書」がございます。
5. 申請時には、パスポート（渡航期間を確認するため）、国民健康保険証、世帯主の口座番号のわかるものをご用意ください。（国外への送金はできません。）
※請求期限は、治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。

支給金額について

海外療養費は、日本国内での医療機関等で、同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低いときはその額）から自己負担相当額（患者負担分）を差し引いた額を、海外療養費として支給します。

※国により、医療体制や治療方法及び医療費も異なることから、実費と支給金額との差が非常に大きくなることもあります。

※外貨で支払われた医療費については、支給決定を行う日の外国為替換算率（売りレート）により円に換算し、支給金額を計算します。

注意事項

日本国内で保険適用となっていない医療行為は給付の対象になりません。

たとえば

- (1)保険適用外の診療（美容整形、人工授精等の不妊治療）、差額ベッド代。
- (2)高価な歯科材料や歯列矯正。
- (3)治療を目的に海外へ行き治療を受けた場合。（心臓・肺等の臓器の移植）
- (4)自然分娩についても保険適用外ですが、出産育児一時金が支給されます。（帝王切開の場合は保険給付の対象となります。）
- (5)交通事故やけんかなど第三者行為や不法行為に起因する病気・けが。

海外療養費の不正受給に関する報道及び厚生労働省通知により、支給申請に対する審査を強化しています。渡航、翻訳文、医療機関、受診の確認等に時間がかかりますので、支給・不支給の決定までには期間がかかることをご了承ください。不正請求に対しては、警察と連携して厳正に対応を行います。

米子市人工透析患者通院費助成制度のお知らせ

米子市では、次のとおり、人工透析のため通院に要する費用を、申請により助成しています。

対象となる方

米子市に住所があり、前年度の市県民税所得割が非課税世帯の方

対象となる通院費

鉄道・バスなど交通機関の運賃等で、外来の通院費のみとなります。
(自家用車・タクシーを利用の場合は、路線バスの運賃に相当する額)

助成額

月額 2,000円 (通院費が月額2,000円に満たない場合はその額)

申請の時期

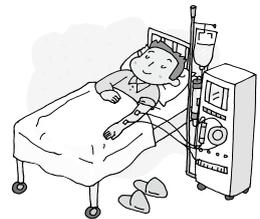
4月～9月分の通院費については9月末までに、10月～翌年3月分の通院費については3月末までに、それぞれ申請してください。

申請に必要なもの

- ・ 特定疾病療養受療証
- ・ 健康保険証
- ・ 印章 (ゴム、スタンプ印は不可)
- ・ 申請者の預金通帳など金融機関等がわかるもの

申請及びお問い合わせは

市役所保険年金課特別医療係 (本庁舎1階6番窓口) TEL 23-5123
又は 淀江支所 地域生活課 TEL 56-3114



ご注意ください

不審な電話や還付金詐欺事件が多発しています!

全国各地で市区町村、社会保険事務所(年金事務所)の職員を装い、医療費の還付があるなどと言ってATMを操作させて、お金を振り込ませる事例が多数発生しています。

- ◎ 還付金の支払をATM(現金自動預け払い機)で行うことはありません。
- ◎ 不審な電話がありましたら、表紙に記載している電話番号で保険年金課にご確認ください。